

## 『警備員教本』の読み替えについて

令和7年6月1日、「刑法」等の一部が改正・施行され、従来の「懲役刑」と「禁錮刑」が、「拘禁刑」という新たな刑罰に一本化されました。

つきましては、令和4年3月（第15版）以前の『警備員教本』において「懲役」、「禁錮」、「懲役若しくは禁錮」などの表記は、「拘禁刑」という言葉に置き換えて使用してください。

### ～読み替え例～

代表で、3点読み替え箇所を以下に例示しております。下記以外の頁につきましても、同様に読み替えを行ってください。

頁	行	旧	新
22	24	禁錮以上の刑に処せられ、又は……	拘禁刑以上の刑に処せられ、又は……
60	11	……2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金……	……2年以下の拘禁刑若しくは30万円以下の罰金……
62	4	……者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金……	……者は、5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金……

※頁・行は、「令和4年3月／第15版」のものです。